

田辺市体育施設 利用上の注意事項

田辺市体育施設の使用にあたっては、下記の注意事項を厳守してご利用ください。なお、必ず予約申込者が責任をもって利用者全員に周知徹底させてください。

共通事項

- 使用する前に受付窓口(田辺スポーツパーク管理事務所、各教育事務所等。以下「管理事務所」という。)で貸出手続きを済ませてください。
- 使用許可時間を厳守してください。なお、使用時間には準備、片付け、清掃(トイレ等)を含みます。
- 使用器具等は大切に取り扱い、万一破損させた場合は、管理事務所に連絡し、その指示に従ってください。なお、破損させた器具等は実費を弁償していただきます。
- 飲酒しての入場や施設内での飲酒は厳禁とする。
- 喫煙は所定の場所で行ってください。なお、学校施設の場合、「敷地内全面禁煙」となっています。
- ペット類、危険物等は持ち込まないでください。
- 施設の使用に関しては係員(管理人等)の指示に従っていただきます。
- 施設の使用中に、その競技等により発生した事故については、設置者及び管理者は一切の責任を負いません。また、駐車場内での怪我及び事故についても同様です。
- 貴重品は自己管理にてお願いします。
- 用具、備品等を許可なく使用しないでください。
- 救急医療品等は主催者及び使用者側でご持参ください。
- 使用許可書は常に携帯し、係員(管理人)からの指示があれば提示してください。
- 5日前までのキャンセル及び天候等使用者の責めに帰さない場合のキャンセルについては使用料を還付します。なお、天候等使用者の責めに帰さない場合とは、田辺スポーツパーク陸上競技場を除く屋外施設において雨で使用することができないと市教育委員会が判断した場合となります。還付を受ける際は、使用許可書(領収書)及び印鑑を持参してください。
- 警報・注意報等で体育施設を使用することができない場合は管理事務所から連絡します。
- 体育施設に避難してきた方がいる場合や、避難所開設員の指示がある場合は、施設の使用は中止となります。避難勧告や避難指示が発表された時は使用を中止して避難してください。
- 使った道具等については、元の場所に戻してください。
- 使用後は清掃を行い、空き缶・弁当箱等のごみ及び吸い殻は全て持ち帰り、施設内にごみを残さないでください。
- 電気の消し忘れ、窓やドアなどの鍵の閉め忘れがないか、退出の際に確認してください。
- 施設利用後は速やかに施設敷地外に退出し、駐車場で談笑するなど近隣の迷惑にならないようにしてください。

小・中学校体育館・東陽中学校武道場

学校施設は、学校教育に支障のない範囲で利用できます。しかし、利用上のマナーが悪いと使用中止となったり、制限が出てきたり、他の利用団体にも大変迷惑をかけることとなります。利用上の注意を守らない場合など、利用団体の利用状況が学校開放に適当でないと認められる場合は、団体使用を制限(場合により取り消すこともある)します。学校施設の利用にあたっては、下記の注意事項を厳守してご利用ください。

- 施設内にある照明スイッチ、バスケットゴールの取り出し、バレーなどで使用する支柱差込口等について適正な使用を心がけ、安全確保に努めてください。
- 舞台には絶対に上がらないでください。また、学校備品に触れないでください。
- 使用終了時刻までに別添「小学校・中学校体育館等清掃消毒チェックリスト」を元に、フロアのモップ掛け、トイレの清掃、電気スイッチ(門灯含む。)の消灯、戸締り(使用しなかった部分の確認も含む。)を完了して校外へ退出してください。退出の際には正面玄関の戸締りも忘れないでください。
- 体育館及び武道館の鍵は、原則として当日の午後4時までに学校事務室へ借りに行き、返却については各学校の指示に従ってください。(学校休業日が続く場合には注意してください。)
- その他小・中学校体育館・東陽中武道場に掲示されている注意事項を厳守してください。
- 学校行事、育友会事業等により、施設使用許可書発行後でも急きょ施設の使用ができなくなる場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

(問い合わせ)田辺スポーツパーク管理事務所 電話 25-2531